

独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱

平成 23 年 4 月 1 日館長決定

(趣 旨)

第 1 条 独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成 23 年規程第 4 号）の実施に当たり、法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から、文書の寄贈又は寄託を受け入れるための判断基準及び受入手続は、この要綱の定めるところによる。

(受入基準)

第 2 条 独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、法人等又は個人から寄贈又は寄託する旨の申出があった文書について、以下の基準のいずれかに該当すると認めるものを歴史公文書等として受け入れるものとする。

- 一 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- 二 館が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- 三 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸する恐れが極めて高いもの

(寄贈文書の受入手続)

第 3 条 館は、寄贈の申出があったときは、寄贈申出書（様式第 1 号）の提出を受けるものとする。

- 2 館は、歴史公文書等の寄贈を受け入れたときは、寄贈文書受領書（様式第 2 号）を発行するものとする。

(寄託文書の受入手続)

第 4 条 館は、寄託の申出があったときは、寄託申出書（様式第 3 号）の提出を受けるものとする。

- 2 館は、歴史公文書等の寄託を受け入れるときは、寄託しようとする者（以下「寄託者」という。）と寄託契約書（様式第 4 号）を取り交わし、文書を受け取った後、寄託者に預り書（様式第 5 号）を交付するものとする。

(寄託期間)

第 5 条 寄託期間は原則として 5 年とする。

2 前項に定める期間満了の30日前までに、いずれか一方による意思表示がないときは契約が自動的に更新されたものとみなす。

(寄託契約の変更又は解約)

第6条 寄託契約の変更又は解約を希望する場合は、当事者の一方が、相当期間前に申し出て協議するものとする。

2 館は、寄託契約の解約された日から原則として30日以内に、預り書と引き換えに、寄託文書を寄託者に返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。